

役員選出規程

- 第1条 役員（協議員を除く）は次条以下に定めた方法により役員選考委員会の決議で指名した役員候補者を協議員会に諮り、その最終決議によって選任される。
- 但し、役員途中退任による残任期間中の欠員については、補充の有無、人選等幹事会へ一任とする。
- 第2条 役員選考委員会は会長、副会長、幹事長、常任幹事、学内幹事、幹事、会計監査を委員とし、会長を委員長として構成する。
- 但し、会長に事故あるときは副会長の中から予め三役会において指名された者が委員長となる。
- 第3条 役員選考委員会の委員長は必要により随時同委員会を招集することができる。
- 但し、招集時期は遅くとも協議員会の3ヶ月以上前とする。
- 第4条 委員長は予め役員候補者名簿の原案を作成したうえ、他の選考委員に周知しなければならない。
- 選考委員は随時候補者名簿につき委員会の席上で自由な意見を発表し、別に修正した候補者名簿を書面で提出することができる。
- 第5条 役員選考委員会は、修正候補者があった場合、委員長はこれを考慮し原案を作って委員会に提出する。
- 第6条 役員選考委員会において出席委員の総数が20名を欠いた場合は、その決議は効力を生じない。
- 第7条 役員選考委員会で役員選任につき意見が分かれて協議が整わないときは、委員長は候補者名簿の中のいずれを採用するか挙手を以って賛否を問い、出席委員の過半数を得た候補者を最終指名者として決定する。
- 第8条 会長は協議員会において、前条で決定した最終候補者名簿を公表し、その賛否を問うものとする。
- 協議員会は上記により提出された候補者名簿に基づいて決議を行い出席協議員の過半数の承認を得たときに新役員は選任されたものとする。
- 若し決議が過半数に達しないときは、会長は改めて3ヶ月以内に役員選考委員会を招集して新規に役員候補者を決定し、決定の日より更に3ヶ月以内に臨時協議員会を招集し、新役員選任を行わなければならない。尚、協議員会においては、役員選出について以上定めた方法によらないで動議により別途の決議を行うことはできない。

- 附 則 平成12年11月 3日 実施
平成21年11月 3日 改定
平成24年 6月24日 改定